

半田市学校運営支援協議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市立学校管理規則（昭和34年教育委員会規則第7号）第13条の4第2項の規定に基づき、半田市学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校の運営方針及び重点目標等の基本方針の承認に関すること。
- (2) 家庭、地域及び学校の連携の推進に係る協議、提言及び支援に関すること。
- (3) 学校の運営及び教育活動に係る協議、提言及び支援に関すること。
- (4) 施設の管理及び整備に係る協議、提言及び支援に関すること。
- (5) その他学校運営支援に必要な事項

2 協議会は、前項各号に掲げる事項について、毎年度終了後速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(組 織)

第3条 協議会は、5名以上10名以内の委員で組織する。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りではない。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育委員会が協議会を設置した学校（以下「設置学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 設置学校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員については、設置学校の校長が教育委員会に推薦することができる。

4 教育委員会は、前項の規定による推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。

5 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会が設置学校の校長の意見を聴き、速やかに新たな委員を委嘱するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 前条第5項の規定により新たに委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長及び書記)

第5条 協議会に会長、副会長及び書記を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 書記は、協議会の庶務を処理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(服 務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 営利行為、政治行為、宗教活動等に委員としての地位を利用すること。
 - (2) その他協議会の委員としてふさわしくない行為

(報 酬)

第8条 委員は、無報酬とする。

(委員の解職等)

第9条 教育委員会は、委員が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、これを解職することができる。

- (1) 辞任の申出を行った場合
 - (2) 第7条の規定に違反した場合
 - (3) その他解職に相当する事由が認められる場合
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。